

ロシアによる日本産水産物の輸入規制の撤廃及び緩和について

3月26日午前、モスクワを訪問中の堀井学外務大臣政務官は、グロムイコ露農業次官と会談を行いました。会談の場で、堀井政務官より、露側が東日本大震災を契機に導入した日本産水産物の輸入停止措置の撤廃を申し入れたところ、先方より、水産物の輸入停止措置の緩和を決定したとの伝達がありました。

具体的には、従来行われていた岩手県、宮城県、山形県、茨城県、千葉県及び新潟県産の水産物の輸入停止措置が解除されました。また、福島県産水産物については、露側の求める放射性物質の検査結果に関する証明書の添付を条件に輸入を認められることになりました。

〔参考〕

水産物の輸入規制

2011年4月以降、ロシア連邦動植物衛生監督庁は、8県（青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城、千葉、新潟）に所在する施設からの日本産水産物の輸入を停止してきました。

2017年3月31日、ロシア側が青森県産水産物の輸入に際し求めていた放射性物質検査証明書の添付要求が撤廃されました。

我が国は、放射性物質のモニタリング資料等をロシア側当局に提供し、引き続き、青森県以外の7県からの水産物の輸入規制の撤廃に向けた働きかけを行っていました。

（了）